

問 17：事業主から出張を命じられ、自宅から出張先に向かう途中、通勤経路上で車に接触し、ケガをしました。労災の適用になるのでしょうか。

【回答】

出張業務については、その用務の時間的、場所的事情により、事務所に立ち寄らず、自宅から直接、出張先に向かい自宅に戻ることが認められることが多いと考えられます。

この場合、自宅を出てから自宅に帰るまでが出張と認められ、順路の一部が通常の通勤経路と重複していたとしても、出張日程、目的地等から負傷時刻、負傷場所等が妥当であれば、出張中と認められ、通勤災害ではなく業務災害として労災と認められるものと考えられます。